/

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンターフリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00~17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

#### サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③保険金などの請求のお手続き
- ④目標値の設定・変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、基準価額、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

#### 第一フロンティア生命ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

ご契約内容·特別勘定の運用状況などについて下記の書類を郵送します。

- ●ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート(年4回)
- \*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降に郵送します。
- ●目標値到達による「定額の(円貨建)終身保険への移行」のお知らせ
- \*「目標値到達時定額(円貨建)終身保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時に郵送します。
- \*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回郵送します。
- ●第1保険期間満了のお知らせ
- \*第1保険期間満了の2ヵ月前を目処に郵送します。

#### ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」などをお読みください。<しおり・約款用>

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。 あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。



#### <公的保険制度>

#### 公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

金融庁ホームページにて民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されております。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

#### この保険商品のご検討に際しては、

#### 必ず変額保険販売資格および外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

#### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

#### その他ご注意いただきたい事項について

- ●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- ●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- ●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- ●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- \*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

#### SMBC日興証券株式会社

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'23年4日版

(登)B22F0379(2023.1.31) F4536-08 '23年3月作成 リ

2023年4月版

# ダブル・フロンティア終身

## (円建/米ドル建/豪ドル建)

積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15) 積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)

lob->lastStrip==U/ Block Height (glob-) in ageHeight (glob-) in ageHeigh



- ●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、 元本割れすることがあります。
- ●株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

#### 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

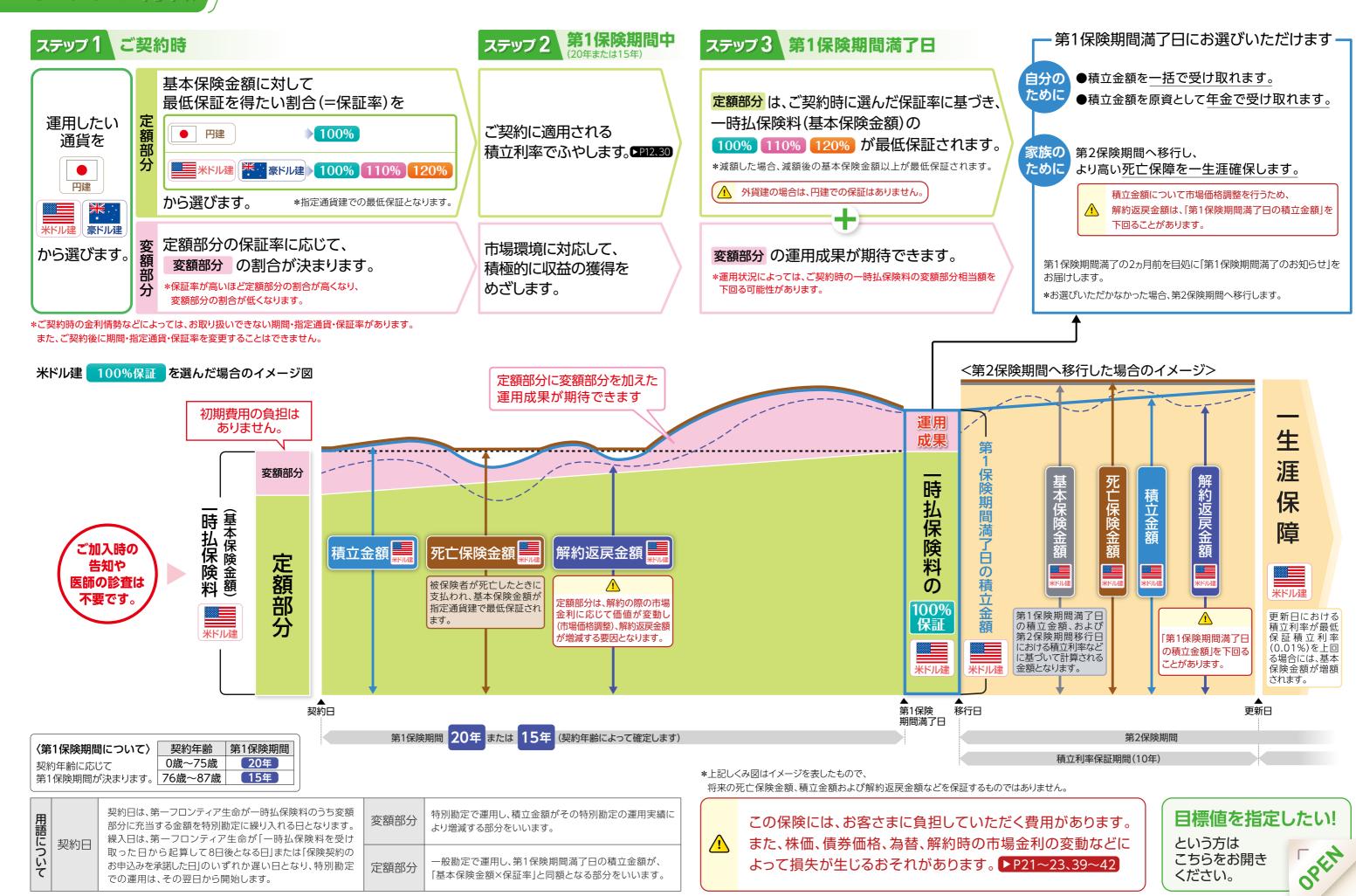
[募集代理店]



[引受保険会社]



第一フロンティア生命



繰入日は、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け

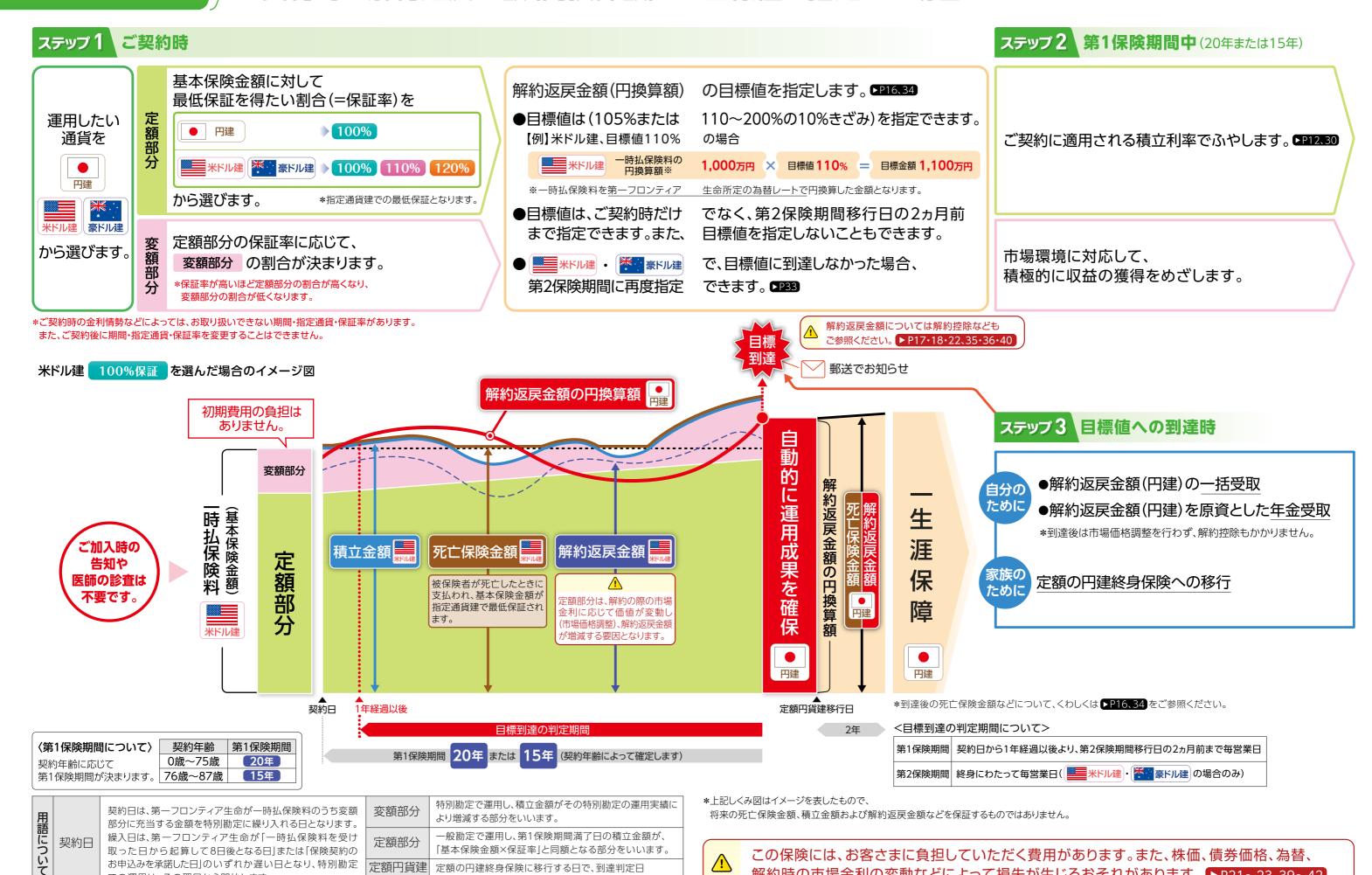
取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約の

お申込みを承諾した日」のいずれか遅い日となり、特別勘定

での運用は、その翌日から開始します。

契約日

## ご契約時に解約返戻金額(円換算額)の 目標値を指定した場合



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、 解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶P21~23、39~42

一般勘定で運用し、第1保険期間満了日の積立金額が、

「基本保険金額×保証率」と同額となる部分をいいます。

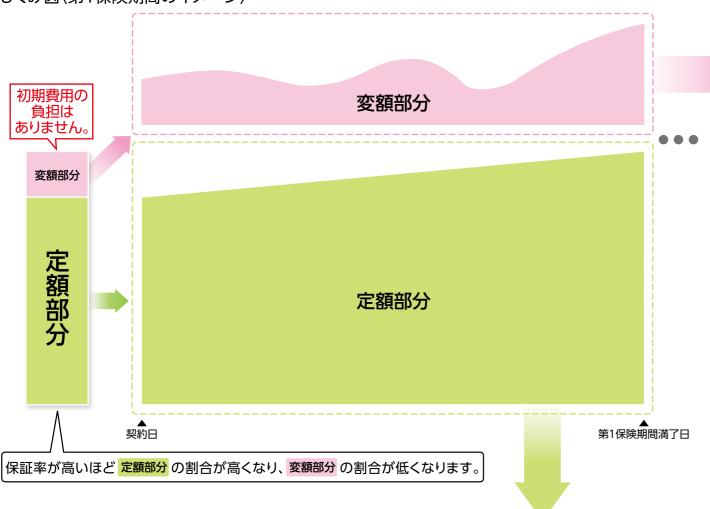
定額の円建終身保険に移行する日で、到達判定日

(目標値に到達した日)の翌々営業日となります。

定額部分

## 定額部分 と 変額部分 の運用のしくみ

しくみ図(第1保険期間のイメージ)



## 定額部分

- 固定の利率で確実にふやします。
- 定額部分のみで、第1保険期間満了日には、
  - 一時払保険料(基本保険金額)以上を最低保証します。



100%保証

\*指定诵貨建での 最低保証となります。

定額部分のみで一時払保険料(基本保険金額)以上の金額が 最低保証されるから、安心ですね。

#### 〈「定額部分」のご留意事項〉

- ・利率はご契約時に適用される積立利率で固定されます。
- ・解約などの際、ご契約時より市場金利が上昇した場合は、金額が減少することがあります。

## 変額部分

運用の質と量、両面の工夫により、

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

実質的に日本・米国・欧州・アジア・新興国の「株式」、日本・米国・欧州の「債券(国債)」、 エネルギー・金属などの「商品」の3つの資産に投資を行います。

#### 資産配分を毎日見直し

#### 株式

日本・米国・欧州・アジア・ 新興国の株式からの収益

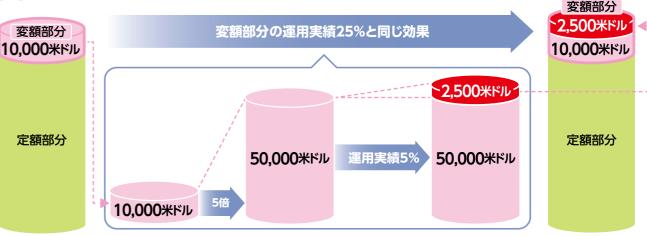
債 券 日本・米国・欧州の 債券(国債)からの収益

商品 エネルギーや金属など からの収益

レバレッジ取引を利用して、積極的に収益の獲得をめざします。

収益および損失を最大で約10倍※1にする運用をします。 ※1 約10倍を上限として毎日見直します。

【例】米ドル建で収益を5倍にする運用をしたイメージ



\*諸費用や税金は考慮しておりません。

#### <レバレッジ取引>

少ない金額で効果的な運用を行うしくみをいいます。

このしくみで、ボラティリティ※2が年率35%になるように日々見直します。

※2 資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。

このしくみにより、基準価額は大きな価格変動をともないます。よって、大きな収益を得られる可能性が ある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、

それ以上マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

定額部分のみで最低保証があるので、 変額部分は積極的な収益の獲得をめざすことができます。

#### 〈「変額部分」のご留意事項〉

「定額部分」と異なり、第1保険期間満了日に最低保証がないため、市場環境によっては、

ご契約時の一時払保険料の変額部分相当額を下回ることがあります。

\*特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。



この商品の負担していただく主な費用やリスクにつきましては、▶P21~23、39~42 をご参照ください。

## 目標到達 シミュレーション

100%保証

対象 為替レート ● 解約返戻金額 / ■ 解約返戻金額の円換算額 毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに第一フロンティア生命が作成)を使用 ● :第1保険期間に応じた2022年11月末の国債流通利回りを参考 一時払保険料の 積立利率を左記で固定しているため、第1保険期間、通貨および保証率ごとの全ケースで割合は同じ 積立利率 ▶P30 を参考 定額部分と変額部分の割合 ■ : 指定通貨および第1保険期間に応じた2022年11月末の指標金利 (小数第2位以下を四捨五入により表示) 目標到達判定期間 契約日の1年経過以後から第2保険期間移行日の2ヵ月前まで毎営業日判定 定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮 その他 費用 保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前

#### 0歳~75歳 76歳~87歳 (第1保険期間20年) (第1保険期間15年) 目標到達までの経過年数および到達したケース数(1995年1月1日~2012年12月1日 までの各月1日に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した場合(216ケース)) \*第1保険期間(20年または15年)でシミュレーションすると、 十分なケース数とならないため10年間での試算としています。 1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満 5年~10年未満 円建 円建 積立利率0.29% 積立利率0.10% 定額部分 94.4% 変額部分 5.6% 定額部分 98.5% 変額部分 1.5%) 5年未満で到達した 5年未満で到達した (ケース) 到達率 (ケース) 到達率 ケース数 ケース数 200 216 目標値 140 160 180 200 216 目標値 100 120 180 160 77% 22 10% 167 105% 110% 91 42% 110% 0 0% 120% 17% 120% 0 0% ドル建 積立利率2.17% 定額部分 65.1% 変額部分 34.9%) 積立利率2.19% 定額部分 72.3% 変額部分 27.7% ) (ケース) (ケース) 100 80 180 200 216 100 160 180 200 216 17 10 105% 214 99% 105% 206 95% 110% 96% 110% 196 90% 120% 196 90% 120% 189 87% 豪ドル建 積立利率2.23% | 豪ドル建 積立利率2.17% 定額部分 64.3% 変額部分 35.7%) 定額部分 72.5% 変額部分 27.5% ) (ケース) (ケース) 80 100 200 216 80 100 200 216 160 180 180 105% 216 100% 105% 216 100% 110% 216 100% 110% 216 100% 216 100% 210 97% 120% 120%





- ●本シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- ●目標値に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したものではなく、確実性を保証するものではありません。
- ●資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2022年11月末時点の税率(一律10%)で計算しています。

### 1 この商品は預金ではありません。

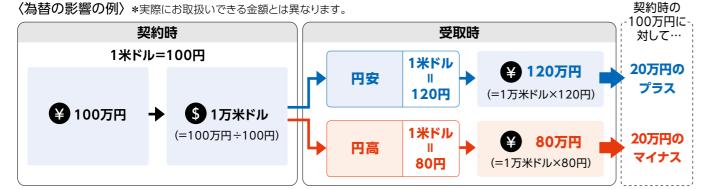
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



## 2 "円ベース"での保証はありません。(外貨建の場合)

! 為替リスク

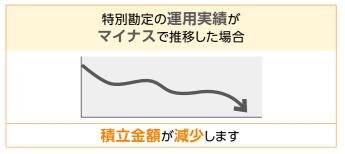
外貨建の場合、死亡保険金額や第1保険期間満了日の積立金額は、円ベースで元本割れすることがあります。



## 3 変額部分の積立金額は増減します。



〈投資リスク(積立金額の増減)イメージ〉





## 4 解約の際、定額部分の価値は増減します。



〈市場価格調整(定額部分の価値の増減)イメージ〉





\*「市場金利」の水準に基づいて、定額部分の価値の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

\*第2保険期間の積立金額にも、市場価格調整が適用されます。

## 野が・減額した場合、解約返戻金額が 一時払保険料を下回ることがあります。



#### 第1保険期間の解約返戻金額の例(第1保険期間中にかかる解約控除も加味)

指定通貨:米ドル、第1保険期間:20年、保証率:100%、積立利率:1.0%、平均指標金利:1.0%

一時払保険料: 100,000米ドル

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率10.0%のとき

	積立金額	解約返戻金額(米ドル)					
経過年数	(米ドル)	解約	解約時の平均指標金利の変動幅				
	(7)(1 7)	0.5%上昇	同水準	0.5%低下			
1年	102,624	89,311	94,944	101,026			
5年	115,197	105,150	110,238	115,677			
10年	137,334	131,428	135,742	140,298			
20年	221,401	221,401	221,401	221,401			

#### ●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率0.0%のとき

	積立金額	解約返戻金額(米ドル)					
経過年数	(米ドル)	解約	解約時の平均指標金利の変動幅				
	(7)(1 70)	0.5%上昇	同水準	0.5%低下			
1年	100,819	87,507	93,140	99,222			
5年	104,180	94,133	99,221	104,660			
10年	108,574	102,668	106,982	111,538			
20年	118,045	118,045	118,045	118,045			

#### ●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率-10.0%のとき

経過年数	積立金額 (米ドル)	解	解約返戻金額(米ドル) 解約時の平均指標金利の変動幅		
	()(1 ///)	0.5%上昇	同水準	0.5%低下	
1年	99,015	85,702	91,335	97,417	
5年	96,790	86,743	91,831	97,270	
10年	96,820	90,914	95,229	99,785	
20年	102,193	102,193	102,193	102,193	

- \*特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を 控除した後の数値(年率)を表示しています。
- \*上記の前提条件である、指定通貨:米ドルの場合、 解約控除率は、経過年数〈1年未満〉6.5%から〈10年以上〉0.0%まで1年ごとに低下していきます。
- \*上表に記載の積立金額および解約返戻金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

## 契約締結前交付書面

## (契約概要/注意喚起情報)

指定通貨	保険商品(正式名称)	契約概要	注意喚起情報	
円建	積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)	P12~20	P21~28	
米ドル建豪ドル建	積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)	P29~38	P39~48	

- ●この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ●「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表 事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては 「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。
- ●この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい 事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解 のうえ、お申し込みください。
- ●「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に 関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



- ■この保険の正式名称は、「積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)」です。
- ■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動部分	変額部分
解約返還金	解約返戻金

## 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- ■商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- ■住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ■ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

#### 2 この保険の特徴について

- ■この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に 移行することで、一生涯にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の円建の変額終身 保険です。
- ■第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または 15年となります。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額と なります。
- (1)定額部分について

責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、 第1保険期間満了日の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。

(2)変額部分について

特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。

- ■第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。 積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日における積立利率が最低保証 積立利率(0.01%)を上回る場合には、基本保険金額が増額されます。
- ■積立利率とは、第1保険期間の定額部分の積立金および第2保険期間の積立金に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率を差し引きます。 ▶ P25 なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

- ■第1保険期間満了日の積立金額や死亡保険金額が、一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- ■第1保険期間満了日において、将来の死亡保険金のお受取りにかえて、第1保険期間満了日の 積立金額の一括受取または年金受取を選択できます。
- ■商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1~4 をご参照ください。

## 3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶ P21~23

## 4 保障内容について

- ■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- ■死亡保険金額は以下のとおりです。

保険期間	死亡保険金額						
第1保険期間	被保険者が死亡した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額						
笠つ/尺限全切18月	被保険者が死亡した日の基本保険金額※または解約返戻金額のいずれか大きい金額 ※第1保険期間満了日の積立金額、および第2保険期間移行日における積立利率などに基づいて 計算される金額となります。  <契約年齢60歳、女性、第1保険期間満了日(契約から20年後)の積立金額1,000万円の計算例> (万円未満切捨て)						
第2保険期間	移行日の積立利率	基本保険金額					
	0.01%	1,001万円					
	0.25%	1,021万円					
	0.50% 1,042万円						
	*例示の積立利率は仮定の数値	です(0.01%は最低保証積立利率	率)。				

#### ■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 ▶P16

保険期間	死亡保険金額
定額移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返戻金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

<sup>\*</sup>定額の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を下回ることがあります。

## 5 ご契約のお取扱いについて

	最低	200万円 *保険料の払込単位は、1万円です。				
基本保険金額 (一時払保険料)	最高	18億円 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して18億円を超えることはできません。 *目標値を設定している場合には、「一時払保険料×目標値」の金額で判定します。				
保証率		100%				
保険期間		終身				
契約年齢(第1保険)	期間)	0歳~75歳(第1保険期間20年) 76歳~87歳(第1保険期間15年) 契約日における被保険者の満年齢です。 なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない 期間があります。				
第2保険期間中( 積立利率保証期		10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が 96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。				
死亡保険金受取	人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定				
保険料の払込方	法	一時払のみ取り扱います。				
解約		解約返戻金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 (第1保険期間において、定額部分のみ、または変額部分のみの解約は取り扱いません) *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 解約返戻金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返戻金額を計算します。				
	増額	取り扱いません。				
基本保険金額の変更	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返戻金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 (第1保険期間においては、定額部分の積立金額を減額します) *減額した場合、目標到達の判定基準金額も減額されます。				
契約者貸付		取り扱いません。				

## 6 配当金について

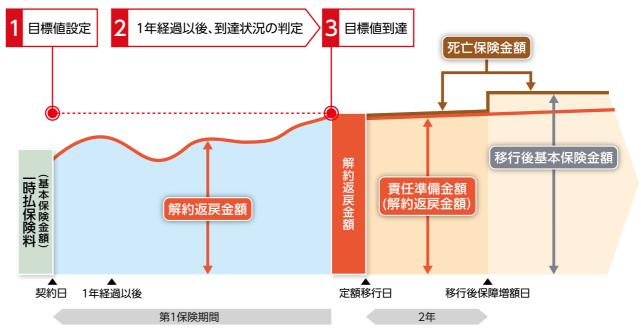
■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 7 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

### ■ 第2保険期間移行日の2ヵ月前までに限り、付加できます。 目標值到達時 定額終身保険 ■「一時払保険料(判定基準金額)」に対する「解約返戻金額」の割合が目標値に到達した場合、 移行特約 定額の終身保険に移行します。 ■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、 付加できます。 ■ 保険期間に付加した場合は、特約年金支払開始日の前日の解約返戻金額を特約年金原資額 として、年金でのお受取りに移行することができます。 年金支払移行特約 ■ ただし、第2保険期間移行日に付加することで、「第1保険期間満了日の積立金額」を 特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます (この場合に限り、被保険者の年齢の制限はありません)。 ■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。 ■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 死亡給付金等の ■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 年金払特約 ■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。 ■ ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■ 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定 した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 保険契約者 ■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が 代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート 付帯されます。 ■ 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、 「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認 ください。

■ [目標値到達時定額終身保険移行特約]を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

#### <イメージ>



- \*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。
- \*責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。

#### 目標値設定

105%または110~200% (10%きざみ)で目標値を設定します。

目標金額

一時払保険料 × 目標値

- 「目標金額」が18億円を超える設定、変更はできません。
- \*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

#### 2 到達状況の判定

解約返戻金額 が、上記 1 [目標金額]に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間

契約日から1年経過以後※より、第2保険期間移行日の2ヵ月前まで

- ※この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。
- 目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

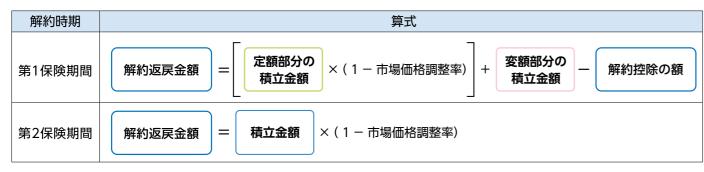
#### 3 目標値到達

#### 運用成果を確定し、自動的に定額の終身保険に移行します。

- ■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額移行日)に、定額の終身保険に移行します。
- ■移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返戻金額をもとに、定額移行日における基礎率など (予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 定額移行日以後の死亡保険金額については P13 をご参照ください。
- <u>移行後に解約・減額した場合は、</u>解約返戻金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

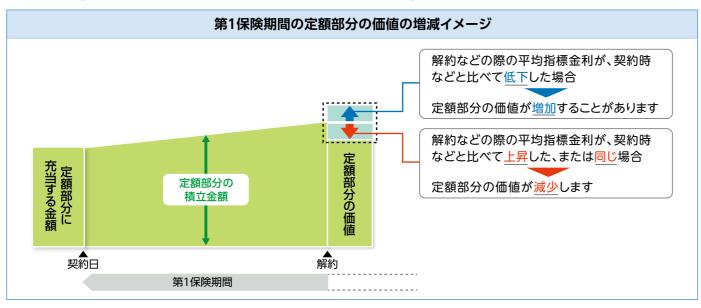
## 解約返戻金額について (解約・減額する場合や、目標値に到達して定額の終身保険に移行する場合など)

■解約返戻金額は、つぎの算式により計算されます。



#### ▶市場価格調整(第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に適用されます)

- ■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための 手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて定額部分の価値が変動し、 解約返戻金額が増減します。
- \*「市場金利」の水準に基づいて、解約返戻金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

解約時期	「適用されている積立利率の 算出時の平均指標金利」	「解約返戻金計算日の平均指標金利」	「 <b>月数」*</b> 1ヵ月未満の端数は切捨て
第1保険期間	解約返戻金計算日に この保険に適用されている 積立利率の算出において 用いた指標金利の平均値	解約返戻金計算日を責任開始日とし、この 保険と同一の第1保険期間が指定された 新たな保険を締結すると仮定した場合に、 当社の定める方法により計算される、その 新たな保険に適用される積立利率の算出 において用いる指標金利の平均値	第1保険期間の満了日までの残存月数に応じて つぎのとおり ・120ヵ月以下の場合:残存月数 ・121ヵ月以上の場合:残存月数×0.6+48ヵ月
第2保険期間		解約返戻金計算日を第2保険期間移行日 (積立利率保証期間の更新後は、直前の積立 利率保証期間更新日)とみなした場合に、 当社の定める方法により計算される、その 積立利率保証期間に適用される積立利率 の算出において用いる指標金利の平均値	積立利率保証期間の満了日までの残存月数

\*解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返戻金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、責任開始日および第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返戻金計算日の市場金利が同一であっても、解約返戻金計算日における第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

#### 〈控除される率の例〉

責任開始日および第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返戻金計算日に適用される 平均指標金利が1.00%の場合

第1保険期間の満了日までの残存年数※									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.57%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.28%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

※第2保険期間の場合は、積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。

- ■第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、 以後の市場価格調整を行いません。
- ■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は 市場価格調整を行いません。

#### 解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 = 基本保険金額 × 解約控除率(▶P22) をご参照ください)

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は 解約控除はかかりません。



- ●市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- ●上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## S

## 第1保険期間の変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称	グローバル分散型SMBC2(円建)
主な投資対象となる 投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド24VA (適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.22%(税込)の1/365を毎日控除します。
投資方針	日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などを 実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、 積極的な運用を行います。

■ 主な投資対象の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資対象	構成要素					
	BNPパリバ 日本株先物指数					
	BNPパリバ 米国株先物指数					
株式	BNPパリバ 欧州株先物指数					
	BNPパリバ 香港株先物指数					
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF					
	BNPパリバ 日本国債先物指数					
債券	BNPパリバ 米国債先物指数					
	BNPパリバ 欧州国債先物指数					
	S&P GSCI エネルギーダイナミック・ロールエクセスリターン指数					
商品	S&P GSCI 産業金属ダイナミック・ロールエクセスリターン指数					
[e] 00	ブルームバーグ商品指数					
	S&P GSCI ゴールドエクセスリターン指数					

<sup>\*</sup>主な投資対象の構成要素については、実質的に円買いの為替取引を行い、対円での為替ヘッジを行います。

■ 変額部分の主な投資リスクはつぎのとおりですが、この他にも投資リスクがあります。 くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には 上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、 資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、 資産価値が減少することがあります。

■ 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。 くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

## 10 お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは ▶P21・22 をご参照ください。

<sup>\*</sup>法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。



この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

#### すべてのご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中の変額部分における費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 <mark>2.35%</mark>	左記の年率の1/365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費* 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 <mark>0.22%(税込)</mark>	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

- ※上記の信託報酬のほか、投資信託にかかる諸費用等として、投資信託が投資対象とする金融派生商品の 取引に関わる費用、監査費用、信託事務の諸費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。記載の 信託報酬は2023年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。くわしくは [特別勘定のしおり]をお読みください。
- ●投資信託が投資対象とする金融派生商品の取引に関わる費用
- (1)参照指数の組成・維持およびレバレッジ取引等にかかる費用 参照指数の算出に際し、金融派生商品の投資元本を最大約10倍にふやした実質運用資産に対して 年率0.35%以内です。
- (2)参照指数に組み入れる株式、債券等に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に 相当するコスト等(実質的に有価証券等を複製・保有・売買することに伴う費用) 運用状況により変動するものであり、費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、 事前に表示することができません。
- ●監査費用、信託事務の諸費用

費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、事前に表示することができません。

②第1保険期間中の定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払う ための費用の率をあらかじめ差し引いております。

- ③第2保険期間中における費用
- 第2保険期間中の積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
- \*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や 計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を 支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

#### 特定のご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中にご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額終身保険移行特約」を 付加し、定額の終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時 期
<mark>解約控除</mark> ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

#### 解約控除率

_												
	経過年	数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	第1	20年	3.5%	3.3%	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%
	保険期間	15年	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%
	経過年	数		11年以上 12年未満								
	第1	20年	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.5%	0.4%	0.2%
	保険期間	15年	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	_	_	_	_	_

- \*定額移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。
- ② [目標値到達時定額終身保険移行特約 | を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後 基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用 を控除する前提で算出されます。
  - \*上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や 計算方法は表示しておりません。
- ③「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の 毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して 最大0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で 算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費(年金管理費)は2023年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。 ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用 されます。



# 第1保険期間の変額部分の投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

- ●第1保険期間の変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の 債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、 解約返戻金額などの増減につながります。
- ●株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料 相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ●これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ●なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約の しおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分 にご確認ください。

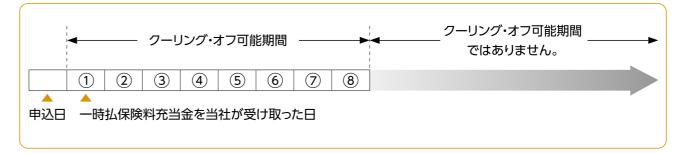


# 解約・減額する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額について市場価格調整(▶P17·18)をご参照ください)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間中の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ) ができます

- ■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日の いずれか遅い日から起算して8日以内※<sup>1</sup>であれば、書面または電磁的記録によりご契約の お申込みの撤回またはご契約の解除※<sup>2</sup>ができます。
- ※18日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
- ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下[お申込みの撤回など]といいます。



- お申出方法が書面の場合、郵便(はがき、封書) \*\*3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。 お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。
- ※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。
- <送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL〇〇-××××-〇〇〇
お払い込みいただいた金額	0,000,000円
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 □座名義人 ダイイチ タロウ

- お申出方法が電磁的記録の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページよりお申し出ください。 (第一フロンティア生命ホームページアドレス https://www.d-frontier-life.co.jp/)
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。

### 2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者からの告知は必要ありません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
  - \*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」 「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 2 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が 一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を 当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月に基づき 計算する金額となります。
- 第2保険期間へ移行する場合には移行日の積立利率、積立利率保証期間を更新する場合には、 更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを 指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で 当社が定めた率から、死亡保険金の支払いおよび保険契約の締結・維持など(第2保険期間中は、 保険契約の維持など)に必要な費用の率を差し引いた利率となります。

## 4 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の 開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を 受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を 行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して 第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- ■この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に 繰り入れる日となります。
- ■第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から 起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか 遅い日に一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による 運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

## 5 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- ■死亡保険金の免責事由に該当した場合 (責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- ■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 6 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返戻金額はつぎの影響をうけます。
  - ①特別勘定の運用実績
- ②市場価格調整
- 3解約控除

解約返戻金額の計算方法などくわしくは ▶P17·18 をご参照ください。

## 7 目標到達の判定は、積立金額ではなく解約返戻金額で行います (「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合)

#### 8 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減される ことがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。

ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

#### 生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

## 9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、 お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。 また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による 取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが 支払われないことがあります。
- ■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 2の商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、 預金とは異なります

■ 預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

## 11 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません

■ 保険料を借入金で調達した場合、解約返戻金額などが借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。このため、保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 12 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ■ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや 運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、 第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に 積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者に その旨お知らせします。

## 13 特別勘定群が、「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」とは 異なる商品がある場合があります

- ■「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が 異なる商品がある場合があります。
- くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ (https://www.d-frontier-life.co.jp/) または お客さまサービスセンター (0120-876-126)までご照会ください。

## 14 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の 売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- ■この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示等を行うとともに、 第一フロンティア生命ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)にてお知らせします。 また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- ■くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

## 15 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)
- ■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争 解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を 図っております。

## 16 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払 事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について 保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを 十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 17 ご加入の生命保険に関するお手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 18 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ ここに記載の税務のお取扱いは2023年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。 また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

- \*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。
- \*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

#### ご契約時

■ お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

\*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

#### 生命保険料控除の 適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

#### 保険期間中

■ 解約・減額および第2保険期間移行日における積立金額の一括受取時の差益に対する課税 所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。

#### 死亡保険金受取時の課税

		契約例		
契約形態	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	課税の種類
ご契約者と被保険者 が同一人	А	А	В	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人 が同一人	А	В	А	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人 がそれぞれ別人	А	В	С	贈与税

<sup>\*</sup>契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

#### ※ 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。 特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。





- ■この保険の正式名称は、「積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)」です。
- ■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款 | 上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動部分	変額部分
第1保険期間満了時積立金保証率	保証率
解約返還金	解約返戻金

## 引受保険会社の商号と住所などについて

- ■商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- ■住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- ■電話 0120-876-126
- ■ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

#### この保険の特徴について

- ■この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行 することで、一生涯にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の外貨建の変額終身保険です。
- ■第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または15年となります。 積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。
- (1)定額部分について

責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、 第1保険期間満了日の積立金額が、基本保険金額に保証率※を乗じた金額と同額となる部分を いいます。

- ※「基本保険金額」に対する「第1保険期間満了日における定額部分の積立金額」の割合で、 この保険では、100%、110%または120%となります(ご契約時の金利情勢などによっては、 お取り扱いできない保証率があります)。
- (2)変額部分について

特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。

- ■第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。 積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日における積立利率が最低保証 積立利率(0.01%)を上回る場合には、基本保険金額が増額されます。
- ■外貨建の「第1保険期間満了日の積立金額」や死亡保険金額が、外貨建の一時払保険料相当額を 下回ることはありません。
- ■第1保険期間満了日において、将来の死亡保険金のお受取りにかえて、第1保険期間満了日の 積立金額の一括受取または年金受取を選択できます。
- ■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する 「解約返戻金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して 定額の円建終身保険に移行します。
- ■商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1~4 をご参照ください。

#### この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の 市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶ P39~42

#### 積立利率について

■積立利率とは、第1保険期間の定額部分の積立金および第2保険期間の積立金に適用される利率のことで、 毎月2回(1日と16日)設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。 なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 — 保険契約関係費率
指標金利 (下段の表も ご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日(積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前) に算出される、当社所定の期間(3日間)の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] - 1.5% ~ + 0.5% [豪ドル] - 1.0% ~ + 1.0%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率 *ご契約の締結に必要な費用は、第1保険期間中のみかかります。

#### <積立利率の設定と適用イメージ> 積立利率の 契約日が1日~15日となる 契約に適用 設定 積立利率の 平均指標金利 契約日が16日~末日となる 設定 契約に適用 当社所定の期間(3日間) 平均指標金利 の指標金利を平均 当社所定の期間(3日間) の指標金利を平均 3営業日前 3営業日前

#### < 指標金利>

#### • 第1保険期間

積立利率

計算日

毎月1日

NI MANUEL						
指定通貨	第1保険期間	指標金利				
20年		加重平均インデックス利回り(対象年限20年)				
米ドル	15年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)および 加重平均インデックス利回り(対象年限20年)を単純平均したもの				
豪ドル	20年	豪ドル20年金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))				
家トル	15年	豪ドル15年金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))				

積立利率

計算日

毎月16日

#### •第2保険期間

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利	
米ドル	10年	10年 加重平均インデックス利回り(対象年限10年)	
豪ドル	10年	豪ドル10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))	

- \*加重平均インデックス利回りは、公債インデックスと社債インデックスの利回りを1:9の割合で加重平均したものです。
- \*使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

毎月末日

## 5 保障内容について

- ■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- ■死亡保険金額は以下のとおりです。

保険期間	死亡保険金額				
第1保険期間	被保険者が死亡した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額				
	被保険者が死亡した日の基本保険金額※または解約返戻金額のいずれか大きい金額 ※第1保険期間満了日の積立金額、および第2保険期間移行日における積立利率などに基づいて 計算される金額となります。				
	   <契約年齢60歳、女性、第1保険期間満了日(契約から20年後)の積立金額100,000米ドルの計算例>				
	(100米ドル未満切捨て)				
第2保険期間	移行日の積立利率	基本保険金額			
	0.01%	100,100米ドル			
	1.00%	108,600米ドル			
	2.00%	117,700米ドル			
	*例示の積立利率は仮定の数値です	(0.01%は最低保証積立利率)。			

#### ■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、定額の円建終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 ▶P34

保険期間	死亡保険金額
定額円貨建移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返戻金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

<sup>\*</sup>定額の円建終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

死亡保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。 また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

## 6 ご契約のお取扱いについて

	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル 20,000米ドル	豪ドル 20,000豪ドル	
基本保険金額 / 一時払保険料 \		「保険料円貨入金特約」を 付加する場合		万円	
*ご契約時の金利情勢		「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル/指定通貨:豪ドル 20,000米ドル	払込通貨:豪ドル/指定通貨:米ドル 20,000豪ドル	
などによっては、 お取り扱いできない		*保険料の払込単位は、米ド	ル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円	円です。	
指定通貨があります。	最高	18億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して18億円相当額を超えることはできません。 *目標値を設定している場合には、「一時払保険料の円換算額×目標値」の金額で判定します。			
保証率		100% 1109 *ご契約時の金利情勢など	<b>120%</b> こよっては、お取り扱いできない保証率	<u>があります。</u>	
保険期間		終身			
契約年齢(第1保険期	明間)	0歳~75歳 (第1保険期間20年)       契約日における被保険者の満年齢です。         76歳~87歳 (第1保険期間15年)       なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない 期間があります。			
第2保険期間中の積立利率保証期間		10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が 96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。			
死亡保険金受取。	<del>ا</del>	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定			
保険料の払込方法	去	一時払のみ取り扱います。			
解約		解約返戻金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 (第1保険期間において、定額部分のみ、または変額部分のみの解約は取り扱いません) *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 解約返戻金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返戻金額を計算します。			
	増額	取り扱いません。			
基本保険金額の変更	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返戻金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。 (第1保険期間においては、定額部分の積立金額を減額します) *減額した場合、目標到達の判定基準金額も減額されます。			
契約者貸付		取り扱いません。			

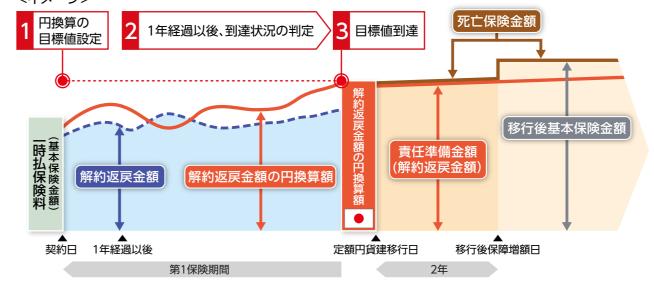
## 7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 8 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約	<ul> <li>第2保険期間移行日の2ヵ月前まで付加できます。</li> <li>目標値に到達せずに第2保険期間移行日が到来した場合、この特約は消滅します (第2保険期間においても、再度付加することで、目標到達の判定を行うことができます)。</li> <li>「一時払保険料の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返戻金額の円換算額」の割合が 目標値に到達した場合、定額の円建終身保険に移行します。</li> </ul>
年金支払移行特約	<ul> <li>契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。</li> <li>保険期間に付加した場合は、特約年金支払開始日の前日の解約返戻金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行することができます。</li> <li>ただし、第2保険期間移行日に付加することで、「第1保険期間満了日の積立金額」を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます(この場合に限り、被保険者の年齢の制限はありません)。</li> <li>特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。</li> </ul>
保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
円貨支払特約	<ul> <li>死亡保険金、解約返戻金、特約年金(「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合)などを円貨で受け取ることができます。</li> <li>死亡保険金などのご請求の際に付加できます。</li> <li>円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。</li> </ul>
死亡給付金等の 年金払特約	<ul><li>▼死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li><li>▼死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li><li>▼特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。</li></ul>
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	<ul> <li>ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。 <イメージ>



- \*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。
- \*責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。
- \*下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

#### 円換算の目標値設定

#### 105%または110~200% (10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額		
<b>円</b> (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値		
<b>外貨</b> (指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 ← 一時払保険料(指定通貨建) × 判定基準為替レート※1(TTM+50銭)		
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	<b>外貨払込金額の円換算額</b> × 目標値 1 指定通貨以外の外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1 (TTM+50銭)		

- ※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。
- 「円換算の目標金額」が18億円相当額を超える設定、変更はできません。 \*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

#### 2 到達状況の判定

#### 解約返戻金額の円換算額が、上記 1 [円換算の目標金額]に到達しているかを毎営業日、判定します。

	判定期間		
第1保険期間	契約日から1年経過以後※2より、第2保険期間移行日の2ヵ月前まで	解約返戻金額(指定通貨建)	
第2保険期間	終身(この特約を第2保険期間中に付加したとき)	× 目標値判定為替レート (TTMー50銭)	

- ※2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日
- ■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

#### 3 目標値到達

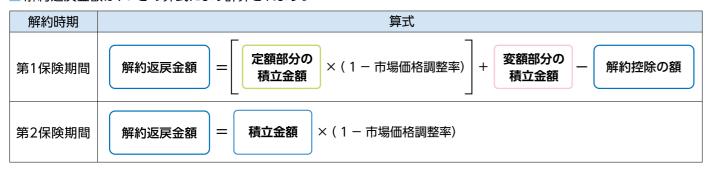
#### 運用成果を円貨で確定し、自動的に定額の円建終身保険に移行します。

- ■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、定額の円建終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返戻金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における 基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 定額円貨建移行日以後の死亡保険金額については ▶P31 をご参照ください。
- <u>移行後に解約・減額した場合は、</u>解約返戻金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額と なります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

## **解約返戻金額について**

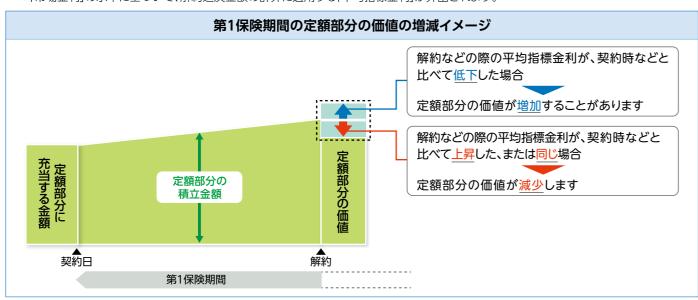
(解約・減額する場合や、目標値に到達して定額の円建終身保険に移行する場合など)

■解約返戻金額は、つぎの算式により計算されます。



#### ▶ 市場価格調整(第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に適用されます)

- ■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための 手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて定額部分の価値が変動し、 解約返戻金額が増減します。
- \*「市場金利」の水準に基づいて、解約返戻金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

市場価格調整率 = 1- (1 + 適用されている積立利率の算出時の平均指標金利 12 1 + 解約返戻金計算日の平均指標金利 + 0.10%

解約時期	「適用されている積立利率の 算出時の平均指標金利」	「解約返戻金計算日の平均指標金利」	「月数」 <b>*</b> 1ヵ月未満の端数は切捨て
第1保険期間	解約返戻金計算日に この保険に適用されている	解約返戻金計算日を責任開始日とし、この 保険と同一の第1保険期間および通貨が 指定された新たな保険を締結すると仮定 した場合に、当社の定める方法により 計算される、その新たな保険に適用される 積立利率の算出において用いる指標金利 の平均値	第1保険期間の満了日までの残存月数に応じて つぎのとおり ・120ヵ月以下の場合:残存月数 ・121ヵ月以上の場合:残存月数×0.5+60ヵ月
第2保険期間	積立利率の算出において 用いた指標金利の平均値	解約返戻金計算日を第2保険期間移行日 (積立利率保証期間の更新後は、直前の 積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、 当社の定める方法により計算される、この 保険と同一の通貨が指定された保険に 適用される積立利率の算出において用いる 指標金利の平均値	積立利率保証期間の満了日までの残存月数

\*解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返戻金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、責任開始日および第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返戻金計算日の市場金利が同一であっても、解約返戻金計算日における第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

#### 〈控除される率の例〉

責任開始日および第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返戻金計算日に適用される 平均指標金利が1.00%の場合

	第1保険期間の満了日までの残存年数※								
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.47%	1.43%	1.38%	1.33%	1.28%	1.23%	1.18%	1.13%	1.08%	1.03%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

※第2保険期間の場合は、積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。

- 第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、 以後の市場価格調整を行いません。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建終身保険への移行後は 市場価格調整を行いません。

#### 解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 = 基本保険金額 × 解約控除率(▶P40 をご参照ください)

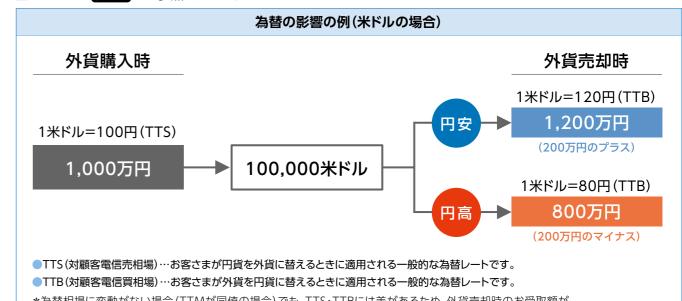
■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建終身保険への移行後は解約控除はかかりません。



- ●市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- ◆上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 10 為替リスクについて

■ くわしくは P42 をご参照ください。



- \*為替相場に変動がない場合 (TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が 外貨購入時の円貨額を下回ります。
- \*TTM(対顧客電信売買相場仲値)…TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値です。

## 第1保険期間の変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	米ドル	豪ドル	
特別勘定の名称	グローバル分散型SMBC2(米ドル)	グローバル分散型SMBC2(豪ドル)	
主な投資対象となる 投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド23VA DIAM世界アセットバランスファンド22VA (適格機関投資家限定) (適格機関投資家限定)		
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社		
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 <mark>年率0.22%(税込)</mark> の1/365を毎日控除します。		
投資方針	日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などを 実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、 積極的な運用を行います。		

■ 主な投資対象の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資対象	構成要素	
	BNPパリバ 日本株先物指数	
	BNPパリバ 米国株先物指数	
株式	BNPパリバ 欧州株先物指数	
	BNPパリバ 香港株先物指数	
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	
	BNPパリバ 日本国債先物指数	
債券	BNPパリバ 米国債先物指数	
	BNPパリバ 欧州国債先物指数	
	S&P GSCI エネルギーダイナミック・ロールエクセスリターン指数	
<b>±</b> D	S&P GSCI 産業金属ダイナミック・ロールエクセスリターン指数	
商品	ブルームバーグ商品指数	
	S&P GSCI ゴールドエクセスリターン指数	

<sup>\*</sup>主な投資対象の構成要素については、実質的に指定通貨買いの為替取引を行い、対指定通貨での為替ヘッジを行います。

■ 変額部分の主な投資リスクはつぎのとおりですが、この他にも投資リスクがあります。 くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、 資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、 資産価値が減少することがあります。

■ 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。 くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

## 12 お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは P39~41 をご参照ください。

<sup>\*</sup>法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。



この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

#### すべてのご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中の変額部分における費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 <b>2.35%</b>	左記の年率の1/365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費* 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 <mark>0.22%(税込</mark> )	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

- ※上記の信託報酬のほか、投資信託にかかる諸費用等として、投資信託が投資対象とする金融派生商品の 取引に関わる費用、監査費用、信託事務の諸費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。記載の 信託報酬は2023年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。くわしくは [特別勘定のしおり]をお読みください。
- ●投資信託が投資対象とする金融派生商品の取引に関わる費用
- (1)参照指数の組成・維持およびレバレッジ取引等にかかる費用 参照指数の算出に際し、金融派生商品の投資元本を最大約10倍にふやした実質運用資産に対して 年率0.35%以内です。
- (2)参照指数に組み入れる株式、債券等に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に 相当するコスト等(実質的に有価証券等を複製・保有・売買することに伴う費用) 運用状況により変動するものであり、費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、 事前に表示することができません。
- ●監査費用、信託事務の諸費用

費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、事前に表示することができません。

②第1保険期間中の定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払う ための費用の率をあらかじめ差し引いております。

- ③第2保険期間中における費用
- 第2保険期間中の積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
- \*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や 計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払う ための費用の率をあらかじめ差し引いております。

#### 特定のご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中にご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」 を付加し、定額の円建終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
<mark>解約控除</mark> ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

#### 解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6.5%	5.9%	5.2%	4.6%	3.9%	3.3%	2.6%	2.0%	1.3%	0.7%	0.0%

- \*定額円貨建移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。
- ②「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、定額の円建終身保険に移行する 場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払う ための費用を控除する前提で算出されます。
- \*上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や 計算方法は表示しておりません。
- ③「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の 毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項目	費用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して <mark>0.4%</mark> ( 円貨で特約年金を (受け取る場合は <mark>最大0.35%</mark> )	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で 算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費(年金管理費)は2023年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。 ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用 されます。

#### 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

② 「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)

(払込通貨のTTM - 25銭) ÷ (指定通貨のTTM + 25銭)

\*上記の為替レートは、2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

#### 外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、解約返戻金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

\*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



# 第1保険期間の変額部分の投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

- ●第1保険期間の変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の 債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡 保険金額、解約返戻金額などの増減につながります。
- ●株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ●これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ●なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約の しおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分に ご確認ください。



# 解約・減額する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額について市場価格調整(▶P35・36)をご参照ください)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間中の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返戻金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返戻金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

### 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ) ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日の いずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約の お申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。
- ※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
- ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。

✓ クーリング・オフ可能期間	クーリング・オフ可能期間 ではありません。
1 2 3 4 5 6 7 8	
申込日 一時払保険料充当金を当社が受け取った日	

- お申出方法が書面の場合、郵便(はがき、封書) \*3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。 お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。
- ※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。
- <送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- ■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例			
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。			
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ   <b>第一 太郎</b> *フリガナをあわせてご記入ください。			
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL〇〇-××××-〇〇〇			
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○ (米ドル・豪ドル・円)			
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 □座名義人 ダイイチ タロウ			

- お申出方法が電磁的記録の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページよりお申し出ください。 (第一フロンティア生命ホームページアドレス https://www.d-frontier-life.co.jp/)
- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。 \*外貨でお受け取りになる際には外貨預金□座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金□座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。
- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※4	<b>円貨</b> ※5	円貨※6
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨*7	<u>外貨</u> ※8

- ※4「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。
- ※5 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が 発生します。
- ※6円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
- ※7 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を 行うための、所定の手数料が発生することがあります。
- ※8 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。 ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)
- \*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

## 2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者からの告知は必要ありません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- \*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」 「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## **定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が** 一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を 当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月に基づき 計算する金額となります。
- 第2保険期間へ移行する場合には移行日の積立利率、積立利率保証期間を更新する場合には、 更新日の積立利率が適用されます。

## 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、<u>第一フロンティア生命が一時払保険料を</u>受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を 行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して 第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に 繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から 起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか 遅い日に一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による 運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

#### 5 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- ■死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して<u>3年以内に被保険者が</u>自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- ■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 6 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返戻金額はつぎの影響をうけます。
- ①特別勘定の運用実績
- ②市場価格調整
- ③解約控除
- ④円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返戻金額の計算方法などくわしくは ▶P35·36 をご参照ください。

- | 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく「解約返戻金額の円換算額」で | 行います(「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合)
- 8 この保険には為替リスクがあります
  - くわしくは P42 をご参照ください。
- 9 保険金額などが削減されることがあります
  - ■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減される ことがあります。
  - 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。

ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、 契約条件が変更されることがあります。

くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

#### 生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

- 10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、 お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります
  - ご契約中の保険契約の解約返戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。 また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
  - ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による 取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが 支払われないことがあります。
  - ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。
- 2の商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、 預金とは異なります
  - 預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

## 12 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません

■ 保険料を借入金で調達した場合、解約返戻金額などが借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。このため、保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 13 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ■ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや 運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、 第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に 積立金を移転することがあります。
- ■特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者に その旨お知らせします。

## 14 特別勘定群が、「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」とは 異なる商品がある場合があります

- 「ダブル・フロンティア終身 (円建/米ドル建/豪ドル建)」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が 異なる商品がある場合があります。
- ■くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ (https://www.d-frontier-life.co.jp/) またはお客さまサービスセンター(0120-876-126)までご照会ください。

## 15 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の 売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示等を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)にてお知らせします。また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

#### 16 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により 生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。 また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- (生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)
- ■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争 解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を 図っております。

## 17 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払 事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について 保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを 十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## ご加入の生命保険に関するお手続きや で照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- ■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への 対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に 関するすべての業務を行います。
- ■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

#### 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ ここに記載の税務のお取扱いは2023年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが 変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。 また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の 責任においてご判断ください。

- \*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に 対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。
- \*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

#### 外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
- \*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- \*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- \*「円貨支払特約」または「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合で、

当社が、死亡保険金、解約返戻金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項		円換算日	換算時の為替レート	
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)	
死亡保険金	相続税・贈与税 となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)	
九仁体快並	所得税(一時所得) となる場合	- 支払事由発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)	
解約返戻金		解約返戻金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)	
第2保険期間移行日における 積立金額の一時支払		第2保険期間移行日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)	

- \*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- \*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

#### ご契約時

■ お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象と なります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。 なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。 \*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の 適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者 またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

#### 保険期間中

- ■解約・減額および第2保険期間移行日における積立金額の一括受取時の差益に対する課税 所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。
- 死亡保険金受取時の課税

		契約例		
契約形態	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	課税の種類
ご契約者と被保険者 が同一人	А	А	В	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人 が同一人	А	В	А	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人 がそれぞれ別人	А	В	С	贈与税

- \*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、 「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。
- ※一時所得の課税対象
- 一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
- 特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

## フロンティアの







- ●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや 契約内容の確認を行うことができるサービスです。
- ●第一フロンティア生命の"全商品"に付加することができます。



保険契約者 代理特約



契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または それに準ずる状態と判断される場合は、

「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。

「保険契約者代理人」がご契約内容について、いつでも照会できます。

- \*契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、保険契約者代理人に契約内容(契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料など)を郵送でお知らせします。
- \*「フロンティアのご家族安心サポート」を付加するにあたり、費用はかかりません。また、所定のお手続きが必要となります。

#### たとえば…

#### 母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に。介護施設への入居費用が必要・・・

対策前

- ●解約の手続きは、母(契約者)しかできない…
- ●成年後見制度※の利用も 手間がかかりそう…
- ●母の保険証券を見ても、 内容がよくわからない…

認知症で 意思表示が困難に



母 (ご契約者)



困ったなぁ…

息子

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が 不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を 付け、法律的に支援する制度です。

## 対策後

- ✓ 困ったときでも、 まとまった資金をスムーズに 受け取れる準備ができるね!
- ☑ 母(契約者)の契約内容が
  いつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に 手続きしてもらえて安心♪



母 (ご契約者)



**息子** (保険契約者代理人)

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」については、右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)からご確認いただけます。



Memo